

※詳しくは圖にお問い合わせください。

子育てを応援します

全国で最初に「家庭教育支援条例」が制定された熊本県では、次のような家庭教育支援を行なっています。市ホームページにもその他の取り組みなどを掲載しています。

「くまもと「親の学び」プログラム講座」

保護者同士のつながりづくりを基本に、子育ての悩みなどを語り合える講座です。無料で講師を派遣します。PTA研修や地区懇談会などでご利用ください。

圖生涯学習課社会教育係
☎57・8125

「すこやか子育て電話相談」

子育ての悩みを電話で相談できます。

相談日時

・月～金曜の午後5時～9時
・土曜の午後1時～5時

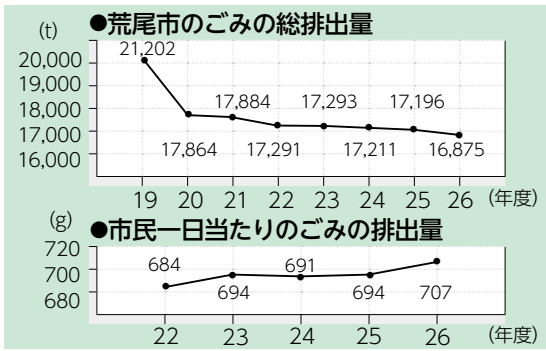
圖熊本県社会教育課
☎096・354・8822

介護保険負担限度額認定申請はお済みですか

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生

ごみの分別にご協力ください

荒尾市では7年前に指定ごみ袋を導入して以来、平成26年度のごみの総排出量（事業系ごみ含む）が最少になりました。しかし、市民1人が1日に出すごみの量は707gとなり、近年、微増傾向にあります。



最近、燃えるごみに紙ごみが混じっていることがよくあります。名刺サイズより大きな紙はリサイクルできません。リサイクルに出す際は有料ごみ袋を使う必要がないので、有料ごみ袋の節約にもなります。ごみを減らして資源を増やすため

活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）の居住費や食費は、市民税の課税状況や年金収入額などに応じて軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要です。既に適用を受けている人も7月末で適用期間が満了となります。引き続き適用を受ける場合は、更新申請をしてください。

対象

次の①②どちらも満たす人

①本人、配偶者（別世帯を含む）、世帯全員が市民税非課税の人

②配偶者がいる人は預貯金などの合計額が2千万円以下、配偶者がいない人は一千万円以下の人

申請場所

高齢者支援課介護保険係

●持つてくるもの 保有する全ての通帳の写しなど

圖高齢者支援課介護保険係
☎63・1418

介護保険負担割合証を送付します

65歳以上で一定以上の所得がある人は、8月から介護保険サービスを利用する際の負担割合が2割になります。そのため、介護保険

証とは別に負担割合が記された「介護保険負担割合証」が必要になります。

7月中に要介護（要支援）認定者（1割負担の人含む）へ介護保険負担割合証を発送します。お手元に届いたら、速やかに利用しているサービス事業所へ提示してください。

2割負担になる人

次の①②どちらも満たす人

①介護保険サービスを利用している本人の合計所得金額が160万円以上の人

②本人を含む同一世帯の65歳以上の人数が1人の場合は年金収入とその他の合計所得金額が280万円以上の人か、本人を含む同一世帯の65歳以上の人数が2人以上の場合は346万円以上の人

圖高齢者支援課介護保険係
☎63・1418

市有地を借りませんか

●貸付物件 旧荒尾消防署

●貸付区分 土地

●所在地 大島字松原9・2と9・4

●面積 613.09㎡

※一部だけの土地の利用も

できます。

●貸付期間 9月1日（火）～平成31年3月31日（日）

※月・日単位の貸し付け可

貸付料

	全面貸付	一部貸付 (1㎡当たり)
年額	404,173円	660円
月額	33,682円	55円
日額	1,108円	1.9円

申請期限 7月31日（金）

●申請方法 「公有財産借受申請書」に必要書類を添えて財政課に提出

借受人の決定日

8月3日（月）～21日（金）の間

借受人の決定方法

提出された「土地利用計画書」を基に、市財政への貢献度の高さで決定

借受人の決定後

速やかに貸付契約書を締結し、平成27年度分の貸付料を納付していただきます。

※「借受人募集要領」は財政課に用意しています。

市ホームページからもご覧いただけます。

圖財政課管財係
☎63・1292

7月18日（土）から市民プールがオープンします

●期間 7月18日（土）～8月21日（金）

開場時間

午前9時30分～午後5時

料金（一般利用の場合）

種別	個人利用			団体 (50人以上)
対象	3歳以上 中学生以下	高校生	大人	普通個人券の1割引
使用時間 (2時間30分まで)	100円	150円	200円	
超過 (30分につき)	50円	50円	50円	

設備

50m公認プール、25mプール、憩いのプール、児童プール、少年プール、幼年プール

※8月22日（土）～23日（日）は熊本県中学学年別水泳大会のため、一般の人は利用できません。

圖運動公園管理事務所
☎62・5163



kankou.jp

▲前回作成分

あなたにもはじまる マイナンバー

第3回 私の個人情報は大丈夫？

圖全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178

圖市民課市民係 ☎63-1302

管理するのではなく、今までどおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署というように分散して管理します。

- ・行政機関同士で情報のやり取りをするときは、システムにアクセスできる人を制限し、マイナンバーを直接使わずに暗号化して通信します。
- ・マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやり取りされているかを「マイナポータル」というサイト（平成29年稼働）から確認できるようになります。



マイナンバーを安心・安全に利用するために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための対策がとられています。

●制度面

- ・決められた事務以外の目的で、マイナンバーを含む個人情報を収集したりすると、罪に問われます。
- ・第三者機関（特定個人情報保護委員会）がマイナンバーの管理状況の監視・監督を行います。
- ・マイナンバーを提供してもらうときは、必ず本人確認を行います。

●システム面

- ・個人情報を中央のデータベースなどに集約して一元